

【料金表】（税別）

<別紙>

1. 工事種別【新築】における技術的審査の基本料金（新規申込み・変更申込み）

1) 住宅

<一戸建ての住宅> ※店舗併用住宅については、店舗部分が建築物扱いですので、住宅と建築物の「複合建築物」となります。

	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
延べ面積、階数によらず一律	選択する区分の数によらず 1申請 一律 37,000円	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 1,000円加算

<共同住宅等> ※面積帯のレンジは付属建屋を含む延床面積（確認申請上の延床面積）

(1) 住戸の部分のみ

【注意】住戸数は**評価対象住戸数**です。

①住戸数が5戸以上の場合（住戸数が5戸以上～20戸未満の場合は20戸として算定いたします）

延床面積	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
500㎡以下	選択する区分の数によらず 60,000円+3,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
500㎡超～1,000㎡以下	選択する区分の数によらず 75,000円+2,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
1,000㎡超～2,000㎡以下	選択する区分の数によらず 115,000円+2,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
2,000㎡超～5,000㎡以下	選択する区分の数によらず 120,000円+2,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
5,000㎡超～10,000㎡以下	選択する区分の数によらず 145,000円+1,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 50,000円加算
10,000㎡超～	当社までお問合せ下さい	

②住戸数が4戸以下の場合

	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
1住戸～4住戸の場合	選択する区分の数によらず 37,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に 1,000円×住戸数 を加算

(2) 建築物全体のみ、又は、建築物全体及び住戸の部分

【注意】住戸数は**建物住戸数**です。

①住戸数が5戸以上の場合（住戸数が5戸以上～20戸未満の場合は20戸として算定いたします）

延床面積	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
500㎡以下	選択する区分の数によらず 90,000円+3,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
500㎡超～1,000㎡以下	選択する区分の数によらず 125,000円+2,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
1,000㎡超～2,000㎡以下	選択する区分の数によらず 165,000円+2,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
2,000㎡超～5,000㎡以下	選択する区分の数によらず 170,000円+2,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 30,000円加算
5,000㎡超～10,000㎡以下	選択する区分の数によらず 225,000円+1,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 50,000円加算
10,000㎡超～	当社までお問合せ下さい	

②住戸数が4戸以下の場合

延床面積	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
500㎡以下の場合	選択する区分の数によらず 37,000円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に 1,000円×住戸数 を加算
500㎡超の場合	(共同住宅等) (2) 建築物全体のみ、又は、建築物全体及び住戸の部分 ①住戸数が5戸以上の場合に準じます(住戸数は20戸として算定します)	

※選択する認定基準の区分が「その他基準」「基本計画」「資金計画」の選択のみの場合は、別途見積りとする。

2) 複合建築物

(1) 住戸の部分のみ

- 1) 住宅の〈共同住宅等〉に準じます。

2. その他の料金

1) 料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。
- ・その他ハウスプラスが認めるとき

2) 料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することができない事由により業務期日が延期したとき。
- ・大規模な計画の変更により申請者が別件として申請した場合を除き、適合証が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- ・1. 工事種別【新築】における技術的審査の基本料金(新規申込み・変更申込み)に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとハウスプラスが判断したとき。

3) その他の料金

①ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- ・事前相談
- ・その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

②取下げ手数料

取下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし(全額ご返金)
受付後～質疑前	一律5,000円を実費とさせていただきます。
ハウスプラスからの 質疑書提出後	技術的審査料金全額を実費とさせていただきます。

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の実施ができなかった場合は、この限りではない。

③証明書の滅失、又は汚損・破損による追加発行

追加発行単位	料金
1住戸又は1住棟あたり	5,000円